

況や養育環境等の把握を行うことにより、支援が必要な家庭に適切にサービス提供するもので、平成 22 年度は 34 市町村で実施した。

⑬ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に子育て経験者等による援助や保健師による指導助言等を訪問により実施するもので、平成 22 年度は 15 市町村で実施した。

第2節 心身障害児（者）の福祉

1 心身障害児（者）の現況

(1) 身体障害児（者）の現況

本県における平成 23 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、60,340 人で、県人口に対する割合を見ると、1,000 人に対し 43.2 人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が 54.8%と一番多く、次いで内部障害が 29.2%、聴覚・平衡機能障害が 8.5%、視覚障害が 6.6%、音声・言語機能障害が 0.9%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると、1、2 級の重度の身体障害者は総数の 54.7%を占めており、年々その割合が増大し、重度化の傾向にある。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、在宅障害者の社会参加をすすめるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第 5-2-1 表 身体障害者障害別人員数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

障害別 年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
18 歳 未 満	42	114	4	630	254	1,044
18 歳 以 上	3,929	5,011	530	32,439	17,387	59,296
計	3,971	5,125	534	33,069	17,641	60,340
構 成 比	6.6%	8.5%	0.9%	54.8%	29.2%	100.0%

資料：障害福祉課

第 5-2-2 表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

障害別 等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	1,594	1,012	248	289	412	416	3,971
聴 覚 障 害	87	1,486	627	966	29	1,930	5,125
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	16	19	346	153	0	0	534
肢 体 不 自 由	9,312	7,392	5,352	7,374	2,529	1,110	33,069
内 部 障 害	11,972	99	2,639	2,931	0	0	17,641
計	22,981	10,008	9,212	11,713	2,970	3,456	60,340
構 成 比	38.1%	16.6%	15.2%	19.4%	4.9%	5.7%	100.0%

資料：障害福祉課

(2) 知的障害児（者）の現況

障害者相談センターで把握している平成 23 年 3 月 31 日現在の知的障害児（者）は、11,073 人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが 4,430 人で 40.0%を占め、中軽度が 6,643 人の 60.0%となっている。

第5-2-3表 知的障害児(者)の障害程度別人員数及び構成比(平成23年3月31日現在) (単位:人)

年齢区分	障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満		819	1,849	2,668
18歳以上		3,611	4,794	8,405
計		4,430	6,643	11,073
構成比		40.0%	60.0%	100%

資料:障害福祉課

2 心身障害児(者)の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら代わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるので、まず障害者が家族と地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう教育、労働、保健等の各分野からきめ細かい在宅対策を進めている。

(1) 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター(身体障害者更生相談所)が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、身体障害者更生援護施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

① 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

平成22年度の障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、取扱実人員が7,395人(来所及び巡回の合計)、相談件数が8,384件となっており、相談内容は更生医療の5,333件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で7,030件、判定書交付件数は7,662件となっており、内容別では更生医療の4,414件が最も多くなっている。

第5-2-4表 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員(人)	相談内容							計	判定内容				計	判定書交付件数					計
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定		更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害程度区分	その他	
22	来所	6,744	4,414	2,332	0	0	0	0	0	6,746	6,746	0	0	0	6,746	4,414	2,332	0	0	0	6,746
	巡回	651	919	220	491	1	0	4	3	1,638	284	0	0	0	284	0	284	632	0	0	916
	計	7,395	5,333	2,552	491	1	0	4	3	8,384	7,030	0	0	0	7,030	4,414	2,616	632	0	0	7,662

資料:障害福祉課

② 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館した。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会に管理運営を委託している。

第5-2-5表 ねむのき会館利用状況

(単位:人)

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
18	1,338	168	384	2,747	2,032	1,853	6,172	14,694
19	1,569	123	233	2,847	2,049	1,651	5,704	14,176
20	1,534	62	227	2,793	2,153	1,616	3,901	12,286
21	2,186	81	363	2,881	1,855	2,062	3,299	12,727
22	1,118	78	172	1,572	605	1,311	2,605	7,461

※平成22年度は体育館工事実施のため、利用者が大幅に減少した。

資料:障害福祉課

(2) 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児(者)やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

① 障害者相談センター(知的身体障害者更生相談所)における処理状況

平成22年度の障害者相談センター(知的身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が372人(来所及び巡回の合計)、相談件数が381件となっており、相談内容は療育手帳の293件が最も多い。また、判定件数は752件で、内容別では心理学的及び職能的判定で296件となっているほか、判定書交付件数は356件で、内容別では療育手帳の293件が最も多くなっている。

第5-2-6表 障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況

(単位:件数)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
22	来所	167	6	0	1	1	1	0	91	76	176	35	91	91	60	277	0	91	60	151
	巡回	205	0	3	0	0	0	0	202	0	205	65	205	205	0	475	0	202	3	205
	計	372	6	3	1	1	1	0	293	76	381	100	296	296	60	752	0	293	63	356

資料:障害福祉課

(3) 心身障害児(者)の在宅福祉対策

心身障害児(者)の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第5-2-7表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	対象児(者)	内容
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付。 平成22年度の給付人員は3,273人である。
補装具の交付修理	身体障害児(者)	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。 平成22年度の交付及び修理件数は4,441件である。
居宅介護事業	身体障害児(者) 知的障害児(者) 精神障害児(者)	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度身体 知的障害児(者) 重度精神障害者	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額26,340円(児童14,330円)支給。 平成22年度末の受給者は3,406人である。
障害児(者)短期入所事業	身体障害児(者) 知的障害児(者) 精神障害児(者)	心身障害児(者)を介護している保護者が疾病等の事由によって家庭における介護を受けることが困難となった場合に、心身障害児(者)を一時的に入所(通所)させ福祉の向上を図る。
心身障害者扶養共済制度	知的障害児(者) 重度心身障害児(者)	心身障害児(者)を扶養する保護者の死亡後、残される障害児(者)の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施。
日常生活用具の給付及び貸与	重度の身体障害児(者)、知的障害児(者)、精神障害者	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。登録数24人。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害児(者)	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図っている。

知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	知的障害者	地域の中にある知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長する。
障害児等療育支援事業	重症心身障害児(者) 知的障害児(者) 身体障害児 発達障害児(者)	在宅障害児(者)の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障害児(者)の福祉の向上を図る。
児童デイサービス事業	身体障害児 知的障害児 精神障害児	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	身体障害児(者) 知的障害児(者) 精神障害児(者)	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料:障害福祉課

(4) 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

平成22年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は685人となっており、年金受給者数は549人となっている。

第5-2-8表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

(単位:人)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
加入者数	805	802	752	721	685
年金受給者数	474	494	512	536	549

資料:障害福祉課

(5) 重度心身障害者医療助成

平成20年度における重度心身障害者医療助成の実施状況は、次のとおりである。

第5-2-9表 重度心身障害者医療助成金額 (平成22年度)

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
40市町村	22,134件	1,734,640千円	865,892千円	補助率1/2

資料:障害福祉課

3 施設援護対策

障害保健福祉施策は、これまで身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別により、それぞれ異なった法律のもとで制度が実施されてきたが、平成18年10月から全面施行された障害者自立支援法により、障害の種別にかかわらず、同じ仕組みのもとで、必要なサービスを利用することができるよう、仕組みを一元化、施設・事業が再編された。

これにより、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設は、平成23年度までに、新体系である日中と夜間のサービスを提供する障害者支援施設あるいは日中サービス事業所へ移行することになった。

(1) 旧法身体障害者更生援護施設への入所等

旧法身体障害者更生援護施設では、身体障害者の更生援護を目的とする特別な医療的治療、生活訓練・職能訓練等を必要とする者、あるいは住居において自立困難な身体障害者が入所又は通所し、必要な指導訓練等を行っている。

なお、県内における旧法身体障害者更生援護施設の状況は次のとおりであるが、平成18～22年度中には、1更生施設、45療護施設、4入所授産施設、3通所授産施設、1福祉工場が新体系の施設、事業所へ移行した。

また、福祉ホームに関しては、平成18年10月から市町村が実施する地域生活支援事業の中で実施している。

第5-2-10表 旧法身体障害者更生援護施設の状況

(平成23年4月1日現在)

施設種別	施設名	設置主体	所在地	定員(人)
旧法 身体障害者 更生施設	津麦園	社会福祉法人 喜倅会	青森市	50 (通所部)10
	小 計			50 (通所部)10
旧法 身体障害者 療護施設	松館療護園	社会福祉法人 やすらぎ会	八戸市	84
	内潟療護園	社会福祉法人 内潟療護園	中泊町	30 (通所部)10
	となみ療護園	社会福祉法人 明和会	むつ市	30
	八太郎山療護園	社会福祉法人 秋葉会	八戸市	40
	第二うちがた	社会福祉法人 内潟療護園	五所川原市	30
	小 計			214 (通所部)10
旧法 身体障害者 福祉ホーム	きりん館	社会福祉法人 幸友会	中泊町	10
	さわら	社会福祉法人 七峰会	尾上町	7
	小 計			17
旧法身体障害者 授産施設	旭光園	社会福祉法人 七峰会	平川市	40 (通所部)19
	小 計			40 (通所部)19
旧法 身体障害者 通所授産施設	ふれあい作業所	社会福祉法人 積善会	青森市	20
	小 計			20
身体障害者 福祉センター (A型)	青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館	青森県	青森市	—
身体障害者 福祉センター (B型)	八戸市身体障害者更生館	八戸市	八戸市	—
	弘前市身体障害者福祉センター	弘前市	弘前市	—
	青森市総合福祉センター	青森市	青森市	—
障害者更生センター	障害者更生センター おおわに山荘	大鰐町	大鰐町	80
視聴覚障害者 情報提供施設	青森県視覚障害者情報センター	青森県	青森市	—
	青森県聴覚障害者情報センター	青森県	青森市	—

資料:障害福祉課

(2) 知的障害児施設への入所等

知的障害児施設では、知的障害児が入所又は通所し、必要な生活指導や学習指導及び職業指導等を行っている。

なお、県内における知的障害児施設の状況は次のとおりである。

第5-2-11表 知的障害児施設設置状況(18歳未満対象)

(平成23年4月1日現在)

施設種別	施設名	設置主体	所在地	定員(人)
知的障害児施設	八甲学園	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団	青森市	40
	弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	60
	うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	80
	森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	50
	公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	50
	はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	50
	もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	20
	小 計			350
知的障害児 通園施設	弘前大清水学園	社会福祉法人 藤聖母園	弘前市	40
	桂堂学園	社会福祉法人 桂堂会	八戸市	30

こども発達支援施設 やまぶき園	社会福祉法人 やまぶき福祉会	青森市	40
小 計			110

資料:障害福祉課

(3) 旧法知的障害者援護施設への入所等

旧法知的障害者援護施設では、更生に必要な指導を必要とする者又は雇用されることの困難な知的障害者が入所又は通所し、必要な指導訓練等を行っている。

なお、県内における旧法知的障害者援護施設の状況は次のとおりであるが、平成18～22年度中には18入所更生施設、5通所更生施設、1入所授産施設、18通所授産施設、2通所寮が新体系の施設、事業所へ移行した。

また、福祉ホームに関しては、平成18年10月から市町村が実施する地域生活支援事業の中で実施している。

第5-2-12表 旧法知的障害者援護施設設置状況（18歳以上対象）

（平成23年4月1日現在）

施設種別	施設名	設置主体	所在地	定員(人)
旧法 知的障害者 更生施設	一誠園	社会福祉法人 至誠会	七戸町	120
	大鰐療育センター	社会福祉法人 素樸会	大鰐町	62 (通所部) 4
	さくら園	社会福祉法人 聖康会	弘前市	50
	公立からまつ寮	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	50
	明幸園	三戸郡福祉事務組合	五戸町	80
	いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	50
	しもきた療育園	社会福祉法人 みちのく福祉会	むつ市	50
	青松園	社会福祉法人 愛生会	五所川原市	40 (通所部) 5
	清岳園	社会福祉法人 清慈会	南部町	50
	大東ヶ丘サントピアホーム	社会福祉法人 叶福祉会	五所川原市	50
	青葉寮	南黒地方福祉事務組合	平川市	50
	草薙園	社会福祉法人 島光会	弘前市	50
	あかしや寮	社会福祉法人 昭壽会	おいらせ町	50 (通所部) 12
	弘前大清水希望の家	社会福祉法人 藤聖母園	弘前市	通所 35
	陽幸園	社会福祉法人 みちのく福祉会	むつ市	50
	ゆきわり荘	社会福祉法人 幸仁会	青森市	50 (通所部) 19
	三和の里	社会福祉法人 つがる三和会	弘前市	50
	東幸園	社会福祉法人 東幸会	八戸市	50
	第2サントピアホーム	社会福祉法人 叶福祉会	五所川原市	通所 20
	すまいる	社会福祉法人 みちのく福祉会	むつ市	通所 20
清岳園そら	社会福祉法人 清慈会	南部町	通所 20	
旧法 知的障害者 更生施設	小 計			952 (通所部) 40 通所 95
旧法 知的障害者 授産施設	青森うとうの園	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会	青森市	通所 20
	公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	50 (通所部) 15
	農工園千里平	社会福祉法人 恩和会	十和田市	通所 38
	せせらぎの園	社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会	田舎館村	通所 20
	おおばこ作業所	社会福祉法人 求道舎	七戸町	通所 20
	ワークランド茜	社会福祉法人 茜育友会	弘前市	通所 40
	福祉ショップ西部	社会福祉法人 アルバ	青森市	通所 30
	やまばと寮	三戸郡福祉事務組合	五戸町	50
	ワークランドつばさ	社会福祉法人 三沢市社会福祉協議会	三沢市	通所 20
	フルドリホーム 公立もくもく	上北地方教育・福祉事務組合	十和田市	通所 30
	クローバー作業所	社会福祉法人 求道舎	野辺地町	通所 27
	桐の里	社会福祉法人 桐の里	青森市	通所 20

	玄輝門	社会福祉法人 極光の会	藤崎町	通所 20
	ゆきあいの里	社会福祉法人 愛和会	深浦町	通所 20
	森の菜園	社会福祉法人 清慈会	南部町	通所 20
	クリエイティブサポート ぶちぶろう	社会福祉法人 北心会	十和田市	通所 20
	カリフラワー	社会福祉法人 ほほえみ	平川市	通所 20
	小 計			100 (通所部) 15 通所 365
知的障害者 福祉ホーム	月見野福祉ホーム	社会福祉法人 健誠会	つがる市	10
	とわださんまり荘	社会福祉法人 恩和会	十和田市	30
	小 計			40

資料：障害福祉課

(4) 肢体不自由児施設

上肢・下肢または体幹に障害のある児童を医療のほか将来の独立生活に必要な日常生活指導及び職業指導などを行っている。

第5-2-13表 本県の肢体不自由児入所状況

(平成23年4月1日現在)

施設名	所在地	入所児童数(人)
県立あすなろ医療療育センター	青森市大字石江字江渡 101	17
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	30
計		47

資料：障害福祉課

(5) 重症心身障害児施設

心身障害児の中で重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童を、常時医療の管理下において、個々に適応した医療を行うとともに生活指導及び情緒面の指導を行っている。

第5-2-14表 重症心身障害児入所状況

(平成23年4月1日現在)

施設名	所在地	入所児童数(人)
県立あすなろ医療療育センター	青森市大字石江字江渡 101	27
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	22
県立さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山 168	23
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上 3 丁目 13 の 1	77
国立病院機構岩手病院	岩手県一関市山目字泥田山下 48	3
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	73
国立病院機構花巻病院	岩手県花巻市諏訪 500	8
国立病院機構西多賀病院	宮城県仙台市太白区釣取本町 2 丁目 11 の 11	1
大倉山学院	北海道小樽市見晴町 20 の 2	1
計		235

資料：障害福祉課

(6) 障害者支援施設

第5-2-15表 障害者支援施設

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	(社福) 青森コロニー協会	青森市	60
徳誠園	(社福) 徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	(社福) 心和会	青森市	85
青森コロニーリハビリ	(社福) 青森コロニー協会	青森市	40

指定障害者支援施設りんどう苑（東京都委託施設）	（社福）浪岡あすなろ会	青森市	80
青森月見寮	（社福）義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	（社福）田茂木野福社会	青森市	40
障害者支援施設「野木和園」	（社福）新井田福社会	青森市	50
障害者支援施設幸養苑	（社福）清養会	青森市	30
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市	弘前市	50
障害者支援施設千年園	（社福）千年会	弘前市	50
障害者支援施設山郷館	（社福）七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	（社福）七峰会	弘前市	90
青森ワークキャンパス	（社福）道友会	八戸市	50
のぞみ園	（社福）のぞみ会	八戸市	40
妙光園	（社福）豊寿会	八戸市	40
南黒地方知的障害児入所施設もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	10
障害者支援施設山郷館くろいし	（社福）七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	（社福）愛生会	五所川原市	50
指定障害者支援施設 あかまつ園	（社福）新生会	十和田市	50
つがるの里	（社福）健誠会	つがる市	80
月見野園	（社福）健誠会	つがる市	60
障害者総合福祉センター なつどまり障害者支援施設 しらかば寮	（社福）青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センター なつどまり障害者支援施設 さつき寮	（社福）青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者支援施設かもめ苑	（社福）平館福社会	外ヶ浜町	80
障害者支援施設あすなろクリーナース	（社福）海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑	（社福）つつじ会	七戸町	80
上北療護園	（社福）新生会	東北町	70
障害者支援施設けやき寮	（社福）恵徳会	東北町	40
障害者支援施設かけはし寮	（社福）松緑福社会	六ヶ所村	40

資料：障害福祉課

4 障害者地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

なお、本事業はこれまでの障害者自立支援・社会参加総合推進事業を統合・再編したものである。

第5-2-16表 障害者地域生活支援事業

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：「障害者110番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2名配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 22年度相談件数：223件
3. 相談員活動強化事業	県（福祉事務所）	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、七戸町 実施回数及び参加人員：延5回、延75人
4. スポーツ教室開催事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、健康教室、ボウリング教室、地区別スポーツ大会（県内10地区）他 22年度参加人員：計1,253人

5. スポーツ大会開催事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	第18回 青森県障害者スポーツ大会 H22. 8. 29 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会 12人 中級スポーツ指導員養成研修会 1人 (ただし、東日本大震災のため中断) 上級スポーツ指導員養成研修会 対象者なし
7. 自動車運転免許取得・改造助成事業	市町村	助成件数：54件
8. 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	県（（社）青森県ろうあ協会及び（社）聴力障害者情報文化センターに委託）	利用登録者数：294人 貸出件数：159件
9. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
10. 在宅盲人点字指導事業	県（（社）青森県視力障害者福祉連合会に委託）	在宅の重度視覚障害者（おもに中途失明者）に点字の指導を行う。22年度指導員：5人
11. 点字競技会		県点字競技会開催（青森市）参加人員：52人
12. 盲女性家庭生活訓練事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：料理等 実施地区：3地区（青森、弘前、八戸） 実施回数及び参加人員：延9回、延167人
13. 盲青年等社会生活教室開催事業		事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、55人
14. 手話講習会	県（（社）社団法人青森県ろうあ協会に委託）	実施地区：青森、弘前、八戸、五所川原、三沢、鶴田、東北 実施回数及び参加人員：延45回、延471人
15. わたメイト社会適応訓練事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延15回、延342人
16. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延184回、延1,629人
17. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：3人
18. 点訳奉仕員養成事業	県（（社）青森県視力障害者福祉連合会に委託）	養成人員：17人
19. 朗読奉仕員養成事業		養成人員：6人
20. 要約筆記奉仕員養成事業	県（（社）社団法人青森県ろうあ協会に委託）	基礎課程：50時間（全31回）6名修了 応用課程：34時間（全24回）15名修了
21. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全30回）21名修了 基礎課程：45時間（全37回）11名修了
22. 手話通訳者養成事業		基礎課程：35時間（全24回）6名修了 応用・実践課程：55時間（全13回）2名修了
23. 手話通訳設置事業	県（一部（社）社団法人青森県ろうあ協会に委託）	設置場所：県障害福祉課（1名） 青森県聴覚障害者情報センター（2名）
24. サービス提供者情報提供事業	県（（社）社団法人青森県ろうあ協会に委託）	派遣件数 県内：11件 通訳者確保の為の調整件数 6件

資料:障害福祉課

5 障害者青年学級

特別支援学校卒業後の障害のある青年たちに、社会性や生活技術・知識を身につけたり、仲間作りを行うための集団学習の場を広く提供するため、昭和46年に「ろう青年学級」を開設し大きな成果を上げてきた。また、他の障害を持つ青年や親、教育・福祉関係者等の拡充への強い要望に応え、平成4年度に「病虚弱青年学級」、6年度に「肢体不自由青年学級」、7年度に「盲青年学級」をそれぞれ開設した。さらに平成8年度には、「知的障害青年学級」を加え、すべての障害種に対応した「障害者青年学級」を開設している。

第5-2-17表 平成22年度「障害者青年学級」開催状況

学級名	期日	開催場所	参加者数	内容
視覚障害青年学級	6～11月	県立盲学校	32名	運動会参加、フロアバレーボール、ミニカップケーキづくり、学校祭参加、中国の方との交流（餃子づくり）、りんごもぎ体験、サウンドテーブルテニス教室、学習発表会参加、合唱教室
	6～11月	県立八戸盲学校	96名	

聴覚障害青年学級	5～10月	八戸聾学校	17名	運動会参加、自然体験活動、在校生との交流（学習発表会見学）
病虚弱青年学級	6～12月	青森若葉養護学校	37名	運動会参加、若葉ねぶたへの参加、親睦旅行、学校祭見学・参加・作品出品、ニュースポーツ体験、音楽鑑賞、クラス会、テーブルフラワーづくり、料理教室、DVD鑑賞会
	6～12月	浪岡養護学校	21名	
肢体不自由青年学級	5～10月	弘前第二養護学校	105名	運動会参加、在校生・職員との交流、同窓会、サマーフェスティバル参加、音楽鑑賞、学習発表会鑑賞・出演、ミニバザー参加、親子工作教室、学校祭参加、納涼祭参加、障害者スポーツ体験、給食体験
	5～11月	八戸第一養護学校	28名	
	6～11月	青森第一高等養護学校	103名	
知的障害青年学級	7～1月	青森第二養護学校	221名	学校祭参加、地域ブロック活動、音楽鑑賞、同窓会、レクリエーション、運動会参加、親睦会、親睦旅行、学習発表会鑑賞、卒業生の集い、情報交換、高校生ボランティアとの交流、昼食会、カラオケ大会、DVD鑑賞、バス遠足、ユニバーサルホッケー講習会、映画鑑賞、デジタルカメラ講習会、グランドゴルフ・バーベキュー、マナー学習、成人を祝う会、バス旅行、コンサート
	5～10月	弘前第一養護学校	98名	
	6～10月	八戸第二養護学校	301名	
	6～10月	森田養護学校	49名	
	6～11月	黒石養護学校	109名	
	6～10月	むつ養護学校	131名	
	6～10月	七戸養護学校	129名	
7～1月	青森第二高等養護学校	221名		

資料：生涯学習課

6 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に社会復帰施設の整備など精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るための施策の推進に努力している。

- ① 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導。
- ② 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等。
- ③ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア。
- ④ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として、平成7年度から精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施。
- ⑤ 回復途上にある精神障害者（知的障害者を除く）を一定期間、協力事業所に通わせ社会適応訓練を実施することにより、精神障害の再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ることを目的とする精神障害者社会適応訓練事業。
- ⑥ 精神障害者の自立及び社会経済活動への参加促進を図ることを目的とする、精神障害者社会復帰施設の運営事業に対する補助金の交付。

第5-2-18表 精神障害者社会復帰施設

施設種別	施設名	所在地	定員
精神障害者生活訓練施設	青山荘	八戸市	20
	ほのぼの寮	青森市	20
	アSENDハウス	十和田市	20
	小計		60
精神障害者授産施設（通所）	ワーク大石	弘前市	20
	小計		20
精神障害者授産施設（入所）	大石の里	弘前市	30
	小計		30
精神障害者授産施設（小規模通所）	ワークハウスさつき	三沢市	19
	小計		19

精神障害者福祉ホームB型	青風荘	八戸市	20
	ライズハウス	十和田市	20
	ガーベラタウン	弘前市	20
	小 計		60

資料:障害福祉課